

介護保険負担限度額認定証

申請、更新をお忘れなく

特別養護老人ホーム等利用時の居住費(滞在費)と食費について、所得の低い世帯の方の負担を軽減する制度があります。

○ 次の2点を満たす方

○ 本人、本人が属する世帯の世帯員および配偶者(別世帯、事実婚含む)の平成31年度住民税が非課税である

○ 預貯金などの資産が一定額(単身で1千万円、夫婦で2千万円)以下である

認定証発行には申請が必要

「必要書類」

○ 申請書および同意書(現在負担限度額認定証をお持ちの方)

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方へ

ジェネリック医薬品差額通知を送付

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかがわかるお知らせをお送りします。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べ安価ですが、有効性や品質、安全性は同等です。

医療の質を落とさずに医療費を抑えることにもつながりますので、ジェネリック医薬品のご利用をご検討ください。

「対象となる方」国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度の被保険者のうち、生活習慣病

判定結果は後日通知

判定の結果、該当者には、「介護保険負担限度額認定証」を送付します(介護認定結果が出ていない場合には、認定後に送付します)。

認定証の有効期限は8月1日(木)〜令和2年7月31日(金)です。

虚偽申告には加算金が発生

故意に預貯金等を申告しない場合には、それまでに受けていた負担限度額に加えて、最大2倍の加算金(負担限度額とあわせ最大3倍の金額)の返還を求めることがあります。

必要書類を介護保険課給付係へ郵送または持参

☎(3647)9498
FAX(3647)9466

必ず医師・薬剤師にご相談ください。

「国民健康保険課医療保健係」
☎(3647)8516
FAX(3647)8443

「後期高齢者医療」東京都後期高齢者医療広域連合保健事業・医療費適正化係
☎(3222)4507
通知サポートデスク(発送日の翌日(6月下旬)〜7月31日(水)の平日午前9時〜午後5時)

「注意事項」
○ すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。
○ 症状などにより処方できない場合があります。

○ 切り替えをご希望の場合には、

☎0120(601)494

利用者負担段階と負担限度額(日額)

利用者負担段階	対象者(※1)	居住費(滞在費)			食費
		多床室	従来型個室(※2)	ユニット型個室	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0円	490円 (320円)	490円	300円
第2段階	課税、非課税年金収入額と本人の合計所得が80万円以下の方	370円	490円 (420円)	490円	390円
第3段階	課税、非課税年金収入額と本人の合計所得が80万円を超える方	370円	1,310円 (820円)	1,310円	650円

※1 本文の 〇 の2点を満たすことが必要 ※2 ()は特別養護老人ホーム

政治家の寄附は禁止!

お金のかからない公正な選挙に

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体に寄附をすることは、法律で厳しく禁止されています。

また、政治家に寄附を勧誘したり、求めることは、誰でも禁止されています。

公正な選挙、お金のかからない選挙の実現のため、ご理解をお願いいたします。

7月 参議院議員選挙

郵便等による不在者投票制度

体が不自由で、選挙の時に投票所へ行くことが困難な方が、自宅等で投票用紙に自ら記入し、郵便等により投票ができる制度があります。

「郵便等投票の対象は、表1に該当し、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方です。

また、表1に該当し、自ら投票の記載をすることができない方で、表2に該当する方は、あらかじめ、選挙管理委員会に届けた選挙権のある人に、投票に関する記載をもらう代理記載制度が利用できます。

「郵便等投票証明書」の交付手続きには日数を要し、投票日

直前での交付は困難ですので、この制度を利用される場合は、お早めに選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等投票証明書の更新をお忘れなく

現在「郵便等投票証明書」をお持ちで、すでに有効期限が切れている方は、更新手続きをしてください。

また、「郵便等投票証明書」を紛失された方は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

視覚に障害のある方は

視覚に障害がある方には点字

事や事業に関しては、寄附をすることができませんが、この場合でも選挙区内の人に対して花輪香典等の寄附は禁止されます。

政治家は、選挙区内の人や団体に對して、答礼(相手方への返事)のための自筆によるものを除き、暑中見舞状や年賀状等の時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

宴会の案内状には、会費の明記を

後援団体の寄附の禁止
後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の人や団体に寄附をすることも同様に禁止されています。

なお、設立目的により行う行

表1 郵便等投票のできる方

手帳の種類	障害の種類・要介護状態の区分	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
戦傷病者手帳	免疫・肝臓	1級から3級
	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
介護保険の被保険者証	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症
	要介護5	-

表2 代理記載制度を利用できる方

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症から第2項症

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます

江東区子どもの虐待ホットライン ☎3646-5481

[相談日] 月~土曜(年末年始(12/29~1/3)・祝日除く) 9:00~18:00
[夜間・休日の緊急時] 警察署☎110 児童相談所全国共通ダイヤル☎189
※連絡は匿名でも行えます。虐待を「疑ったら」勇気を出してご連絡を

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール